

◎麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法

の一部を改正する法律

(平成二五年五月一七日法律第一七号)(参)

一、提案理由(平成二五年四月二五日・参議院厚生労働委員会)

○藤井基之君 ただいま議題となりました麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党、生活の党、みどりの風、日本維新の会及び新党改革を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、覚醒剤や大麻と同様の幻覚等の作用を持つ違法ドラッグが、店舗やインターネットなどで、ホームページなどの形態で合法と称して販売されております。オープンマーケットで容易に入手できるため、若者を中心として急速に使用が拡大し、乱用による精神錯乱、死亡等の健康被害や使用に起因する事故等が増加しております。厚生労働省による調査では、昨年十二月時点でこうした違法ドラッグを販売する業者数は全国で三百五にも

上っております。また、違法ドラッグは、より常習性の高い麻薬等禁止薬物へのゲートウエードラッグでもあり、今後、より深刻な健康被害等の拡大が懸念されます。

違法ドラッグ対策については、平成十八年の薬事法改正により、麻薬等以外に、幻覚等の作用を有する蓋然性が高く、危害が発生するおそれがある物質を指定薬物として指定し規制する仕組みが導入されました。しかし、現在、指定薬物は麻薬取締官等による取締りの対象外となっており、また、その疑いがある物品を発見した場合においても、それを収去することができず、取締りの実効性が確保されておりません。厚生労働省では、指定薬物への指定の迅速化等、監視指導、取締りの強化を図り、化学構造が類似している特定の物質群を包括的に指定薬物に指定する包括指定の取組を行っておりますが、違法ドラッグによる被害の発生、急速な拡大を防止する観点からは、こうした取組と相まって、法改正により早期に違法ドラッグの取締り体制を強化することが緊急の課題であります。

そこで、本法律案は、麻薬取締官等に対し、指定薬物に関する取締り権限を付与し、また、麻薬取締官、薬事監視員等が立入検査の際に指定薬物やその疑いがある物品を発見した場合、試験のため必要最少分量を収去できるようにする等の改正を行うものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、麻薬取締官及び麻薬取締員は、指定薬物に係る薬事に違反する罪について、司法警察員として職務を行うものとするとしております。また、厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができるものとするとしております。

第二に、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員に、指定薬物又はその疑いがある物品を試験のため必要最少分量に限り収去させることができるものとともに、収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けることとしております。また、収去の権限の追加に伴い立入検査等の要件を直し、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときに行うことができるものとするとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年四月二六日)

○武内則男君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案は、いわゆる違法ドラッグによる健康被害等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官等に対し、指定薬物に関する取締り権限を付与し、また、麻薬取締官、薬事監視員等が立入検査の際に指定薬物やその疑いがある物品を発見した場合、試験のためその物品を収去できるようにする等の改正を行うものであります。

委員会におきましては、今回の法改正の趣旨、指定薬物等に関する広報強化の必要性、麻薬取締官等の職権行使の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院厚生労働委員長報告(平成二五年五月一〇日)

○松本純君　ただいま議題となりました麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、指定薬物の製造、輸入、販売等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官及び麻薬取締員に指定薬物に係る司法警察員としての職務並びに指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権を行わせるとともに、指定薬物またはその疑いがある物品の試験のための収去等について定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月二十六日本委員会に付託され、本日、参議院議員藤井基之君から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。